

年金資産運用に関する基本方針

電子情報技術産業企業年金基金

年金資産運用に関する基本方針

電子情報技術産業企業年金基金（以下「基金」という。）は、年金給付金等積立金の運用にあたり以下の基本方針を定める。基金から年金資産の管理または運用を委託された受託機関は、本基本方針と整合的に定めた年金資産の運用指針に基づき、年金資産の管理または運用を行うものとする。

1 （目 的）

基金は、加入者及び加入者であった者に、規約に規定する年金給付金及び一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、リスク管理に重点を置きつつ、安全かつ効率的な資産運用を旨とし、許容されるリスクのもとで必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用の目的とする。

2 （期待収益率）

当年金資産が目標とする収益率は、当制度の予定利率である2.0％に運用報酬及び事務経費等を加算した3.0％とする。当制度の予定利率が変動した時は、期待収益率も見直すこととする。

3 （標準偏差の設定）

当年金資産のポートフォリオが許容するリスク（標準偏差）は、上記期待収益率の2倍である6.0％を目途とする。

標準偏差の計測にあたっては、（別紙1）に定める各資産のベンチマーク収益率の過去24四半期における標準偏差と、相関係数を用いるものとする。

4 （資産構成）

当年金資産の基本となる資産構成については、3項で定めた標準偏差において、2項で定めた期待収益率を最も効率的に獲得することができるとみなされる投資対象資産の組み合わせを（別紙2）のとおり「政策的資産配分」として定めることとする。政策的資産配分を定めるに際しては中長期的観点から策定するが、その効率性については半年毎に事業運営委員会にて検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

5 （運用対象資産）

政策的資産構成割合を構成する基本的な投資対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期金融資産及びオルタナティブ資産とする。各資産の組み入れ基準は以下の通り定める。

- i. 国内債券
 - (ア) 国債、地方債、特別の法律に基づいて法人が発行する債券（除く金融債）以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかにより B B B 格以上の格付を得ている銘柄とすること。取得後いずれの格付機関による格付も B B B 格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスク等を十分留意した上で、必要に応じて売却等の手段を講じること。
- ii. 国内株式
 - (ア) 国内の各証券取引所にて公開されている株式。ただし、未公開株式であっても、上場、登録が予定されている株式については、目論見書で上場、登録が確認できるものに限り投資対象とすることができる。
 - (イ) デリバティブの使用にあたっては原則として、ヘッジを目的とすること。
- iii. 外貨建債券
 - (ア) 国債については、信用ある格付機関のいずれかにより B B B 格以上の格付、国債以外は同様に A 格以上を取得する銘柄とすること。取得後いずれの格付機関による格付も国債で B B B 格未満、国債以外の債券で A 格未満となった債券については、発行体の債券不履行リスクを十分留意した上で、必要であれば、売却等の手段を講じること。
- iv. 外貨建株式
 - (ア) 海外の各証券取引所にて公開されている株式。ただし、未公開株式であっても、上場、登録が予定されている株式については、目論見書で上場、登録が確認できるものに限り投資対象とすることができる。ただし、直接原株式を購入することに何らかの制約がある場合等、合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券または投資信託等への投資も許容される。
 - (イ) デリバティブの使用にあたっては原則として、ヘッジを目的とすること。
- v. 短期金融資産
 - (ア) 預入先の金融機関の短期格付け、もしくはコマーシャルペーパー等の短期格付けが以下のいずれかの基準を満たすものに限定する。
Moody's (P2) / S&P (A2) / R&I (a-2) / JCR (J2) / Fitch (F2)
- vi. 生命保険会社の一般勘定
 - (ア) 予定利率保証型の団体年金保険（一般勘定）の購入が可能な生命保険会社は、信用のおける格付け機関によって「保険金支払能力」または「保険財務力」格付けが A 格以上である先とする。
- vii. オルタナティブ資産
 - オルタナティブ資産については、資産及び戦略の適切な分散を行うものとし、この i. から v. の限りではないものとする。オルタナティブ投資の採用については、（別紙 3）に定める「オルタナティブ投資に係る運用方針及び管理規程」を順守するものとする。

6 (運用受託機関の選任)

受託機関を選任する際には、過去の運用実績に関する定量評価に加え、当該受託機関の「経営理念、経営内容及び社会的評価」、「基金制度における理解と関心」、「投資方針、運用スタイル及び手法」、「組織及び人材」、「情報収集システムや投資判断（運用）プロセス」、「運用担当者の能力、経験」、「年金運用の経験と実績」、「事務処理体制」及び「コンプライアンス」等の定性評価の事項について、事業運営委員会においてヒアリングを行ったうえで、必要に応じ運用コンサルタント等の専門家を参考にして総合的に判断する。

特定の運用受託機関に対する運用の委託が基金の資産全体から見て過度に集中しないよう努める。ただし、「複数の資産で構成されている商品」、「複数の投資戦略を用いる商品」または「複数の商品」に投資する場合や、生命保険一般勘定契約等の元本確保型資産に投資する場合については集中投資に該当しない。

7 (運用業務に関する報告の内容及び方法)

基金は、受託機関に対して、原則として四半期毎に年金資産に関する運用状況（残高状況、損益状況、取引状況等に係る年金資産管理に関する報告類）、運用実績（パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況）並びに今後の運用方針等に関する報告書の提出を求めるものとする。また、必要に応じて運用に関する重要事項について協議を行うものとする。

8 (運用受託機関の評価)

運用受託機関の評価は、原則として次の各号に定める定量評価と定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。なお、評価期間は、原則3年から5年とするが、短期の運用成績に著しく問題がある場合等においては、この限りでない。

i. 評価方法

評価はiiの定量評価にiiiの定性評価を加えた総合的な評価で行う。

ii. 定量評価

(ア) 資産別の評価

同期間の時間加重収益率及びリスク（標準偏差）を、ベンチマークとするインデックスの収益率及びリスクと比較することにより行う。また、各資産別に同一のベンチマークを対象とする運用受託機関ごとに比較評価を行う。

(イ) 複合資産の評価

資産全体で算出した時間加重収益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。

iii. 定性評価

定性面では、下記内容等を総合的に判断して評価する。

(ア) 投資方針

内容の明確性、合理性、一貫性など

(イ) 組織及び人材

- ・意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保
- ・プレゼンテーション能力

(ウ) 運用プロセス

- ・投資方針との整合性
- ・運用の再現性
- ・リターンの追究方法の合理性・有効性
- ・リスク管理指標の合理性・有効性

(エ) 事務処理体制

- ・売買、決済等の事務処理体制の効率性
- ・運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

(オ) リスク管理体制

- ・実効性及び適切性

(カ) コンプライアンス

- ・法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
- ・過去における法令違反の有無
- ・事故発生時における対応体制
- ・監査の状況（内部監査、外部監査）

9 （その他運用業務に関し必要な事項）

i. 運用コンサルタントを利用する場合の事項

運用コンサルタント等と契約する場合、金融商品取引法第29条の規定による投資助言、代理業を行う者としての登録有無を確認し、未登録の運用コンサルタント等とは契約しない。当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無を確認する。当該運用コンサルタント等が運用受託機関と契約関係がある場合、運用受託機関と緊密な資本もしくは人的関係がある場合、または自前の運用商品等を提供している場合は、助言内容の中立性、公平性を確保すべく指示する。

ii. 事業運営委員会に関する事項

事業運営委員会には、専門的知識及び経験を有する者であって理事長が選任する者を構成員に加える。議事内容を記録にとどめて保存し、概要について直近の代議員会への報告及び加入者等への周知を行う。

iii. 管理運用業務に係る研修

運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者は、自らが有する管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、資産運用に係る研修を受講しなければならない。

iv. 代議員会への報告、加入者等への通知

理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を正確に、かつ、わかりやすく報告する。

v. 運用受託機関等への「年金資産運用に関する基本方針」等の提示

「年金資産運用に関する基本方針」及び「運用ガイドライン」については、運用受託機関等に提示する。

vi. 基本方針の変更

基金は、必要に応じこの基本方針の変更を行うことがある。この場合、変更内容は理事会で承認を受けるとともに、その結果は代議員会に報告するものとする。なおこの基本方針の変更に伴い運用ガイドラインを変更する場合は、運用受託機関等に文書で提示する。本基本方針の変更内容については、加入者へ速やかに周知を行うものとする。なお、受給者等についても、出来る限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この基本方針は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、第11回代議員会の議決の日から施行する。

(別紙1) 参照ベンチマーク

国内債券	NOMURA-BPI (総合)
国内株式	TOPIX (配当込)
外貨建債券	シティバンク世界国際インデックス (除く日本・円換算)
外貨建債券 (円ヘッジ)	シティバンク世界国際インデックス (除く日本・円ヘッジ)
外貨建株式	MSCI-Kokusai (先進国 除く日本・配当再投資・円換算)
外貨建株式 (円ヘッジ)	MSCI-Kokusai (先進国 除く日本・配当再投資・円ヘッジ)
短期金融資産	有担保コール (翌日物)

(別紙2) 政策的資産構成割合

(単位：%)

運用対象資産	政策的資産構成割合	許容乖離幅
新一般勘定	0	0～10
国内債券	37	20～45
国内株式	16	0～19
外国債券	12	0～15
外国株式	16	0～19
短期資金	3	0～20
オルタナティブ	16	0～29
合計	100	

【リバランスルール】

- 政策的資産構成割合と実際の時価構成割合を四半期毎に確認し、上表で設定する乖離許容幅を超えている場合は、その超えている部分を上下限值内まで速やかに調整するものとする。

(別紙3)

オルタナティブ投資に係る運用方針及び管理規程

基金は、運用資産の収益の安定化を図るため、伝統的資産である国内外債券及び国内外株式への中長期投資とは異なるリスク特性をもった資産への投資や、異なる運用手法を採ることにより収益を得ようとする投資、いわゆる代替投資を採用することができるものとし、オルタナティブ投資に係る細則を以下の通り定める。

1. 代替投資の定義

代替投資とは、主に下記に記した戦略及び資産に投資することをいう

- i. 株式や債券等に、空売りや先物、スワップ取引を組み合わせ、市場収益率の変動をヘッジすることで絶対収益獲得を目指す戦略。(ヘッジファンド等)
- ii. 金融先物市場及び商品先物市場で売買を行うことで絶対収益獲得を目指す戦略(CTA等)
- iii. 不動産・ローン、保険契約等、非流動性資産を原資産として組成された証券化商品への投資
- iv. 未公開株式等非上場企業に対する投資
- v. 山林、鉱山など非金融資産への投資
- vi. 上記等を組み合わせた複合戦略投資

2. 配分比率

- i. 代替投資への配分比率は、別途「資産運用の基本方針」において定めるものとする。
- ii. 配分比率の決定においては、代替投資の流動性等に注意を払い、基金の財政運営に支障がおきないように留意しなければならない。

3. 選択基準

i. 戦略の採用基準

- (ア) 単一の運用戦略(シングルファンド戦略)を採用するにあたっては、戦略のリターンとリスクの源泉が明確に理解できなければならない。
- (イ) レバレッジの使用は、戦略の実行に必要な範囲とし、原則として純資産の10倍を超えるレバレッジを掛ける戦略は採用しない。
- (ウ) 先物やオプションなどの証拠金取引の想定元本についても原則として純資産の10倍を目途とし、上限については事前に基金と協議するものとする。
- (エ) 投資収益率を債券にリンクさせた投資スキームについては、個別債券のクレジットリスク、デフォレーションリスク及び債券発行に関わるコスト等について、受託者である信託等から十分な説明を受け、かつ時価の算出根拠が明確でなければなら

らない。

- (オ) 不動産等の証券化によるエクイティ投資については、借入を伴うレバレッジ型の投資スキームであることを十分に理解し、市場及び金利変動リスクによる時価の毀損の可能性について事前に十分な説明を受け、最大損失金額が明確に理解できなければならない。
- (カ) プライベートエクイティや山林等、非流動性資産への投資は、超長期の投資であることを理解し、投資先についての十分な情報開示と、十分な分散投資が行われなければならない。
- (キ) ファンドオブファンズやマルチストラテジーなどの複合戦略については、個別ファンドの選択基準及びポートフォリオ全体のリスク管理プロセスが明確に理解できなければならない。

ii. 委託先の採用基準

- (ア) 代替投資は、原則として、国内法における信託銀行、生命保険会社、または金融商品取引法上の投資運用業者が、自ら運用を行う戦略または資本関係のある海外運用法人が運用を行う戦略に委託することによって行われるものでなければならない。
- (イ) 運用を受託した信託銀行、生命保険会社及び投資運用業社とは資本関係のない第三者が運用を行う戦略に投資する場合においては、当該信託銀行等が自ら運用を行う戦略と同等の受託者責任をもって、投資先の選択及びモニタリングを行うと認められるものでなければならない。
- (ウ) 受託が投資信託等のファンド形態により行われる場合においては、投資に係るトラスティ、アドミニストレーター、カストディアンまたは監査法人等が、独立した公正な第三者によって構成されていることが確認されるものでなければならない。
- (エ) 投資信託や仕組み債券、未公開株式等、市場における時価の取得が不可能な場合は、年金時価の計算根拠及び取得先を明記した書類を事前に取り交わすことができるものでなければならない。
- (オ) 株式や事業債等の個別銘柄の売買を収益の源泉とする戦略については、インサイダー取引等不正行為とみなされる可能性を排除するための体制整備が十分であると認められるものでなければならない。
- (カ) 個別銘柄取引について、「反社会的勢力の排除」についての基準を保有しているものでなければならない。
- (キ) 過去において、仕手株、買占め等に関わったことがないことが確認されなければならない。

4. リスク管理

- i. 代替投資については、原則として投資期間は3年を基準とし、投資期間において各社が定める目標収益率に到達しない場合においては、解約を検討する。ただし、基金においては、下記に掲げる定量的、定性的モニタリングを継続的に行う中において、問題があると判断した運用戦略については、3年の投資期間を経る前であっても、解約または減額を指示する場合がある。
- ii. 定量的モニタリングにおける主な検証内容
 - (ア) 月次の収益率の変動が、過去12か月の平均的な変動幅に比べ大きく乖離をしていないか。
 - (イ) 単月または四半期の損失が事前に説明された損失管理基準を逸脱していないか。
 - (ウ) レバレッジが事前協議の範囲内か。
 - (エ) 当該戦略への資金の流入または流出が、運用の実行に支障をきたす規模となっていないか。
 - (オ) 当該戦略の収益率と他の伝統的資産との相関係数が、過去のトレンドに対し大きく変化をしていないか。
 - (カ) 同様の戦略を行う同業他社の収益率（またはヘッジファンド指数）と比較し、特に大きな乖離が発生していないか。
- iii. 定性的モニタリングにおける主な検証内容
 - (ア) 主要なファンドマネージャー及び組織に重大な変更がないか。
 - (イ) 当該運用会社及び資本関係のある関連会社に合併や買収等のイベントが発生していないか。
 - (ウ) 当該戦略の主要市場において、規制の強化や変更等が行われていないか。
 - (エ) 特定の銘柄等への過度な集中投資や事前の説明とは異なった戦略への投資が行われていないか。

5. 定期報告書類

受託者は、当制度に対し、法令で定める書式その他、下記に掲げる書面を提出しなければならない

- i. 投資開始前
 - (ア) 戦略の概要、収益の源泉及びリスクの所在を明記したもの
 - (イ) 時価の算出根拠及び取得先を明記したもの
 - (ウ) 解約条件、流動性制限及び手数料体系を明記したもの
 - (エ) 投資信託及びファンド等のスキームを使用した投資の場合は、当該スキームのトラスティ、アドミニストレーター、カストディアン及び監査法人の名称及び役割が確認できる組成図

ii. 投資開始後

- (ア) 投資信託及びファンド等のスキームを使用した投資の場合は、投資信託またはファンドの目論見書及び直近の監査済決算書のコピー。
- (イ) 毎年度末の決算書については、監査済後速やかにコピーを更新する。
- (ウ) 目論見書が変更された場合は、変更後速やかにコピーを更新する。

(以 上)